

第 13 回 住民訴訟 1

1. 住民訴訟の目的

地方公共団体のなした違法な財務会計上の管理運営を糾して、地方公共団体の財務行政の適正な運営の確保を図る。

2. 制度の特色

(1)客観訴訟 ⇔ 主観訴訟

(a)民衆訴訟

行政事件訴訟法 5 条

(b)訴えを提起できる者

出訴権者は住民。住民は、自己の法律上の利益と関係なく、住民としての資格で訴えられる。納税者であることは要件ではない。 Cf.アメリカの納税者訴訟

(2)住民監査請求の前置

監査請求をしなかった者は、参加はできるが、原告にはなれない。

(3)出訴期間 (242 条の 2 第 2 項)

3. 請求の種類

1 号請求：執行機関または職員に対する違法な財務会計上の行為の全部または一部の差止め請求。

*滋賀新幹線駅事件(栗東市)・大津地判平成 18 年 9 月 25 日(朝日新聞 26 日記事)

2 号請求：違法な行政処分 of 取消しまたは無効確認請求

*前回レジュメ掲載のニューサンパレス事件判決

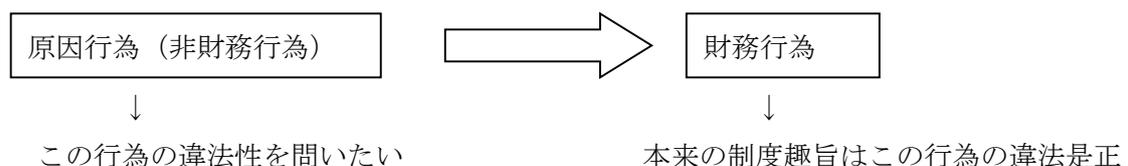
3 号請求：執行機関または職員に対する違法に怠る事実の違法確認請求

*多摩ニュータウン環境組合事件・東京地判平成 18 年 4 月 28 日判時 1944 号 86 頁

4 号請求：地方公共団体が長や職員または第三者に対して有する損害賠償、不当利得返還等の請求権を適正に行使するよう、地方公共団体の執行機関または担当職員を被告にして求める訴訟

4. 「拡大住民訴訟」=原因行為に対する間接統制機能

(1)問題の所在(教科書 316~319「先行行為の違法」)



(2) 拡大住民訴訟を容認した判例

① 津市地鎮祭訴訟・最判昭和 52 年 7 月 13 日判時 855 号 24 頁

② 田子の浦へドロ訴訟・最判昭和 57 年 7 月 13 日民集 36 卷 6 号 970 頁＝地方自治判例百選 92 事件

③ 織田が浜訴訟差戻判決・最判平成 5 年 9 月 7 日民集 47 卷 7 号 4755 頁＝地方自治判例百選 85 事件

Cf. 差戻後高裁判決・高松高判平成 6 年 6 月 24 日判タ 851 号 80 頁＝環境法判例百選 80 事件
同上告審判決・最判平成 7 年 7 月 17 日

④ 愛媛玉串料訴訟・最判平成 9 年 4 月 2 日民集 51 卷 4 号 1673 頁＝地方自治判例百選 76 事件

(3) 拡大住民訴訟に消極的な判例

① 保安林伐採事件判決・平成 2 年 4 月 12 日民集 44 卷 3 号 431 頁

② 1 日校長事件判決・最判平成 4 年 12 月 15 日民集 46 卷 9 号 2753 頁＝地方自治判例百選 89 事件

第 14 回 住民訴訟 2

1. 平成 14 年の制度改革とその背景

(1)改正点

(a) 4 号請求の 2 段階化

従来は、住民が自治体に代位して直接職員個人を相手に訴えを提起した。訴えられる職員にとっては、時間、金銭および精神の面で負担であった。

そこで、改正により、住民がまず自治体の執行機関（または担当職員）を相手に訴えを提起し、勝訴すれば、今度は自治体が職員個人を相手に請求する（支払わなければ訴え提起）という仕組みになった。

賛成論：必要な文書が訴訟の場に出てきて審理が充実する。

反対論：自治体の真摯な訴訟追行が期待できない。

(b) 予防的請求の充実

① 監査請求があった場合における監査委員の一時停止勧告権（242 条 3 項）

② 住民訴訟 1 号請求の要件

改正前：回復の困難な損害を生ずるおそれ（旧 242 条の 2 第 1 項柱書の但し書）

改正後：同要件の削除（現行法 242 条の 2 第 6 項参照）

(2) 賠償の巨額化 —— 首長の政策と住民訴訟

民間企業等への補助金交付の公益性

「公益上必要がある場合」（自治法 232 条の 2）

山口地判平 10.6.9 判例地方自治 180 号 19 頁（日韓高速船事件）→ 8 億賠償

↓

上告審判決・最判平成 17 年 11 月 10 日判時 1921 号 36 頁

市長の判断に裁量権の逸脱、濫用の違法があるとはいえない

Cf. 「陣屋の村」事件・最判平成 17 年 10 月 28 日判時 1919 号 98 頁 [駒林評釈、判例評論 574 号 15 頁（＝判時 1944 号 185 頁）]

☞ 横浜地判平成 18 年 11 月 15 日（朝日新聞 16 日〈田園都市〉記事）

第三セクターの破産処理に係る川崎市の損失補償は違法。

(3) 守備範囲論

1 号請求、3 号請求を重視すべし。4 号請求の間接統制機能に期待するのは、住民訴訟の守備範囲を超えることになる。

2. 環境問題と住民訴訟

(1) 曾和論文を読む

曾和俊文「住民訴訟制度改革論」法と政治 51 卷 2 号（2000 年 6 月）159 頁

環境法に違反する開発事業に伴う公金支出の責任を財務会計職員にすべて負わせる

ことは制度の在り方として不合理。抗告訴訟制度の不十分さは抗告訴訟制度の改革として対応すべし（179～180 頁）。

(2) やんばる訴訟について

① 訴訟形式の選択に関する弁護団の考え方

「〇〇権」の確立というアプローチではなく、住民訴訟あるいは国民訴訟のような客観訴訟を充実させる方向を進むべきである。

☞ 行訴法改正に際して団体訴訟の提唱

② 第一審判決・那覇地判平 15. 6. 6 判例地方自治 250 号 46 頁（9 号）、67 頁（10 号）

● 9 号事件・・・やんばるの森広域基幹林道開設工事に関する工事代金等を支出は違法、過失があったことは明らか・・・

③ 控訴審判決・福岡高那覇支判平 16. 10. 14（9 号）

森林法 34 条 1 項、2 項に基づく作業許可を得ないで伐採したことは違法。しかし、請負契約自体は有効。そしてその対価である工事結果を受領しているので、損害が認められない。

☞ 住民訴訟の損害論（教科書 320～322 頁）

(3) 北見道路事件訴訟（札幌地判平成 25 年 9 月 19 日）

国道である北見道路の新設に際し、国から 12 億 1000 万円の費用負担を求められた北海道が同額を支払ったところ、北海道住民が住民訴訟を提起した。生物多様性の劣化が争点になったが、裁判所は、一応の配慮がなされていると判断した。

3. 損害賠償請求権の議決による放棄の問題（教科書 310～314 頁）